

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年9月14日提出
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 修一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	坂本 久
【電話番号】	03-3277-1800
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	新光小型株オープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成27年5月1日から平成28年4月28日まで) 3兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年4月30日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項につき、投資対象となる小型株および中型株の発行済株式数による要件の撤廃を行う約款変更を予定しているため訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため提出するものです。

## 2【訂正の内容】

原届出書の下記事項のうち、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格 b. ファンドの特色」に、約款変更の予定についての事項を追記することとし、下記の＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。

\_\_\_\_\_部分は、訂正部分を示します。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

##### b．ファンドの特色

<訂正前>

#### 1．主として新光小型株マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）を通じてわが国の小型株に投資し、投資信託財産の成長を目指します。

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

当ファンドおよびマザーファンドにおいては、ジャスダック上場株式、東証マザーズ上場株式、各取引所第二部上場株式および第一部上場の小型株（発行済株式数6,000万株未満）を主要投資対象とします。

各取引所第一部上場の中型株（発行済株式数6,000万株以上2億株未満）に一部で投資することがあります。

#### 2．実質株式組入比率は原則として80%程度以上とします。ただし組入銘柄の投資比率調整を行った結果、当該比率を下回ることがあります。

株式市場全般のバリュエーション（株価とファンダメンタルズの比較）が割高と判断する場合、実質株式組入比率を50%程度まで低下させることがあります。

償還に備えた株式売却時ならびに収益分配金の支払いに備えるときなどは、当該比率を下回ることがあります。

## 運用の特色

企業の財務計数についての定量基準ならびに経営姿勢についての定性基準で投資不適格と判断する銘柄を除外した後、4つのキーワードを中心に、成長期待の高い銘柄をボトムアップ・アプローチで発掘します。

（略）

<訂正後>

#### 1．主として新光小型株マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）を通じてわが国の小型株に投資し、投資信託財産の成長を目指します。

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

当ファンドおよびマザーファンドにおいては、ジャスダック上場株式、東証マザーズ上場株式、

各取引所第二部上場株式および第一部上場の小型株（発行済株式数6,000万株未満）<sup>\*</sup>を主要投資対象とします。

各取引所第一部上場の中型株（発行済株式数6,000万株以上2億株未満）<sup>\*</sup>に一部で投資することがあります。

## 2. 実質株式組入比率は原則として80%程度以上とします。ただし組入銘柄の投資比率調整を行った結果、当該比率を下回ることがあります。

株式市場全般のバリュエーション（株価とファンダメンタルズの比較）が割高と判断する場合、実質株式組入比率を50%程度まで低下させることがあります。

償還に備えた株式売却時ならびに収益分配金の支払いに備えるときなどは、当該比率を下回ることがあります。

### \* 約款変更の予定について

当ファンドにおいて、下記の約款変更を予定しております。

- ・ 当ファンドおよびマザーファンドの投資対象となる、小型株および中型株の発行済株式数による要件の撤廃を行います。

平成27年9月14日時点の当ファンドの受益者のうち、この約款変更に関する異議を申し出た受益者の受益権口数が同時点の受益権総口数の過半数に満たない場合は、平成27年10月21日に約款変更の届出を行い、平成27年11月11日より適用します。

平成27年9月14日時点の当ファンドの受益者のうち、この約款変更に関する異議を申し出た受益者の受益権口数が同時点の受益権総口数の過半数となった場合は、この約款変更は実施されません。また、マザーファンドおよびマザーファンドを投資対象とする他の複数のファンドにおいても、約款変更についての是非を問う手続きを同時に実施します。いずれかのファンドにおいて約款変更が成立しなかった場合、当ファンドにおける約款変更の成立の条件を満たしたとしても、当ファンドの約款変更を中止します。この場合、約款変更を実施しない旨およびその理由について公告を行い、かつこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します。

## 運用の特色

企業の財務計数についての定量基準ならびに経営姿勢についての定性基準で投資不適格と判断する銘柄を除外した後、4つのキーワードを中心に、成長期待の高い銘柄をボトムアップ・アプローチで発掘します。

（略）